

都市計画法施行条例の一部改正とこれに 伴うパブリックコメントの実施について

1 条例改正の理由

- ・ 南海トラフ巨大地震等を迎えるにあたり、防災・減災に係る移転を更に促進させるため、開発審査会付議基準の一部を条例に移行し、許可手続の大幅な簡素化と迅速化を図る。
- ・ また、移転に伴う経済活性化の効果をより一層高めるため、更なる規制緩和を盛り込む。

2 条例改正の概要

- ・ 開発審査会付議基準のうち次のものを、都市計画法施行条例に移行（次頁の表を参照）
 - (1) 防災・減災にかかるもの
 - (2) 定型的でかつ実績のあるもの
- ・ 併せて、指定道路における物品販売店舗の品目の制限を撤廃

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ・ パブリックコメントの実施
(関係団体への情報提供含む) | 平成25年11月29日
～12月28日 |
| ・ 関係市町への意見照会 | 平成25年11月下旬～ |
| ・ 県議会2月定例会に条例案を提案 | 平成26年2月 |
| ・ 条例施行（予定） | 平成26年4月 |

開発審査会付議基準から条例に移行する開発行為

番号	項目	備考
2	市街化調整区域内に居住する農林漁家等の別世帯を構成するための建築物に係る開発行為	
3	市街化区域内に居住する農林漁家等の別世帯を構成するための建築物に係る開発行為	
5	市街化調整区域内における収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるもの建築物に係る開発行為	
13	大規模既存集落内における住宅に係る開発行為	・宅地分譲を除く
23	法第34条第11号に係る開発行為のうち、都市計画法施行条例第6条第4号に該当しない土地を通路又は道路とする開発行為	
27	指定する道路に面する物品販売店舗に係る開発行為	・販売品目の制限を削除 ・道路から概ね60mを削除
28	特定活断層調査区域内の建築物の移転における一戸建て住宅に係る開発行為	
29	特定活断層調査区域内の建築物の移転における一戸建て住宅以外に係る開発行為	
33	相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更	・その他総合的な判断を削除